紙媒体での定期報告について

１　定期報告について

住宅宿泊事業者は、届出住宅ごとに毎年２月、４月、６月、８月、10月、12月の15日までに、前２か月の宿泊実績を報告することが義務付けられています。

(例) 届出日がＨ30.６.15の場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 報告の対象となる期間 | 報告締切 |
| 初回（８月報告） | Ｈ30.６.15～Ｈ30.７.31 | Ｈ30.８.１～Ｈ30.８.15 |
| ２回目（10月報告） | Ｈ30.８.１～Ｈ30.９.30 | Ｈ30.10.１～Ｈ30.10.15 |
| ３回目（12月報告） | Ｈ30.10.１～Ｈ30.11.30 | Ｈ30.12.１～Ｈ30.12.15 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以降、同じ

　定期報告は、原則「民泊制度運営システム」により行いますが、システムを利用できない場合等は、別添の【参考様式】に必要事項を記載のうえ、県生活衛生課まで郵送、メールまたはFAXで提出してください。

システムが利用可能となりましたら、手続きを行いますので県生活衛生課までご連絡ください。

２　記入方法について

別添の【参考様式】の記入例では、12月報告を行う場合の例を記載していますのでご参考ください。

※【参考様式】への記入の補助として、【別表】を添付しています。それぞれ①～④の数字が一致しますので、はじめに【別表】で宿泊実績をとりまとめたあと、【参考様式】に必要事項を記入するとスムーズです。

※【別表】は提出いただかなくても構いません。

送付先

〒930-8501　富山市新総曲輪１番７号

富山県厚生部生活衛生課　生活衛生係

FAX：076-444-3497

TEL：076-444-3229